				十			
				許可貯留区域等の増減に伴う貯留権等の変更			
				変更後の許可貯留区域等			
作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ハ　令第三十七条第二号に掲げる者が申請するときは、貯留権等を有することが確定判決（確定判決と同一の効力を有するものによって確認されたことを含む。）によって確認されたことを証する書面	ニ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）	ホ　許可貯留区域図等	イ　許可貯留区域等の増減の許可を受けたことを証する書面 ロ　変更後の許可貯留区域図等				
				十一			
				許可貯留区域の分割又は合併に伴う貯留権の分割又は併合の登録			
				イ　許可貯留区域の分割又は合併の許可を受けたことを証する書面 ロ　分割又は合併後の許可貯留区域図			
				十二			
				貯留権等の移転の登録			
				イ　登録原因を証する書面 ロ　登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）			
				十三			
				設定の登録がされていない貯留権等についてする処分の制限の登録			
				イ　登録原因を証する書面 ロ　許可貯留区域図等			
			抵当権に関する登録	十四			
				抵当権（根抵当権を除く。以下この項において同じ。）の設定の登録			
				イ　令第四十四条第一項各号に掲げる登録事項 ロ　一又は二以上の貯留権を目的とする抵当権の設定の登録をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の貯留権を目的とする抵当権の設定の登録を申請するときは、前			

				十五			
				根抵当権の設定の登録			
				イ　令第四十四条第一項各号に掲げる登録事項 ロ　令第四十四条第二項の登録事項 ハ　民法第三百九十八条の十六の登録であって、同条の登録であるの旨 ニ　一の貯留権を目的とする根抵当権の設定の登録（民法第三百九十八条の十六の登録をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の貯留権を目的とする根抵当権の設定の登録及び同条の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項 (1)　許可貯留区域 (2)　貯留権に係る貯留事業の概要 (3)　順位事項 (4)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号			
				十六			
				債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登録			
				当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額			
				十七			
				死亡又は解散による登録の抹消			
				登録原因を証する書面			
				令第四十六条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する書面（人の死亡を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の解散を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）			